

つもりでございます。その観点から日本は、憲法上のためにも、集団的自衛権を行使するというのは非常に疑義があるという立場に立って、従来から一貫して政策的にもそういうことはあり得ないという立場をはっきり示しているつもりでございます。

○水口宏三君 疑義があり、あり得ないというふうなことは、それであらうから私は防衛庁長官に確認したんですよ。憲法上できないことだということ、防衛庁長官ははっきり言っているんです。それでいいかげんに言ってますけれども、何だかんだといいかげんに言ってますけれども、憲法上できないんですよ、これは。ところが一方、五十一条の集団的自衛権というものはあなたのおっしゃるとおり国際通念として、日本と非常に密接な関係のある地域が外から武力攻撃を受けた場合に日本の安全が脅かされると、したがって、日本が武力を行使してその国の安全を守るといふこと、これを集団的自衛権と称しては行かぬ。しかも私が申し上げたように、これはサンフランシスコ講和条約の第五条(○)項でも、安保条約そのものの前文でも日米が確認しているじゃないですか。これは全く憲法九条の、防衛庁長官のおっしゃった憲法によって海外派兵はできないんだということ、でももしない国が何で一体それじゃあサンフランシスコ講和条約なり日米安保条約の中に集団的自衛権を持っているということを確認したんですか。

○政府委員(高島益郎君) これは日本が特に要求して確認したということではございませんで、特に平和条約等では、これは、その際に初めて日本が独立国になるわけでございまして、そういう意味で独立国としては当然そういう権利を持つということが国際的に確認されたというだけのことでございます。ただ先ほどから申しておりますとおり、日本には日本の憲法がありますので、権利はあってもその権利は行使できないというのが政府の立場であるというふうに考えております。

○水口宏三君 それはごまかしですよ。サンフランシスコ講和条約は、あなた、押しつけられたのですか。ちゃんと日本の全権が行って調印しているのですよ。しかも、ここには日本国が主権国として云々と明確になっている。これを承認したのだ、全権は。しかも、日米安保条約は何ですか、これは。サンフランシスコ講和条約でなくて、日本がむしろ改定をアメリカに要求をし、アメリカがこれに応じて日本とアメリカの合意のもとにつくったものでしょう。この前文の中で自発的に日本がこれを認めているじゃないですか、はっきり「両国は」となっているのですよ。それならなぜ「アメリカは」としないのですか。そんないかげんなごまかしではだめですよ。「両国は」ということを日本自身が認めているじゃないですか、ちゃんと。しかも、これは日本が積極的に行ったのですよ。アメリカが押しつけたのですか、これは。

○國務大臣(江崎真澄君) これは水口議員の専門家としてのお立場の意見ですから、われわれどうもあまり専門家ではありませんが、アメリカにはやはり集団的自衛権あり、そこで、いま御説のように、なぜアメリカと書かないかと、こういう意味でございます。しかし、日本は国際通念で認められておる個別自衛権、集団自衛権、これは国際的に認められておるものですが、日本の場合は憲法上その集団自衛権を發揮するといふか、用いる手段がない。それじゃあその手段はなぜないのか、憲法上ない、こういうことじゃないかと思っておりますが、いかがでしょうか。

○水口宏三君 時間がありますから、これは午後、本会議後に延ばしますけれども、いまの江崎長官の答弁、ごまかしですよ。なぜかといえは、憲法九条で、あなた方は自衛のためならば戦力は持っている、自衛のための戦争はできるという解釈を持っていらっしゃるわけでしょう。個別的な集団的とも書いてない、憲法のどこに書いてあるのですか。憲法九条そのものを自衛権という観点でもってそう解釈なさる以上、当然国連憲章の五十一条の個別的または集団的自衛権、これは国の固有の自衛権として認めているわけですね。われ

われもそれは認めます。ただし、武力行為によってこれを行使することをわれわれは反対をしております。憲法は禁止しているというふうに考えている。あなた方の解釈は全く矛盾していますよ。この点は午後ゆっくりやりましょう。

○國務大臣(江崎真澄君) 私、そういうことを申し上げたのじゃないので、国際的に日本はこれは非常に特殊な立場に置かれているわけですね、この憲法上。そうですね。ですから、その個別自衛権、集団自衛権ということは国際通念として両方あるというたてまえであるが、日本の場合は集団自衛権というものを認めることはできない、これは手段がないわけですね。なぜか、それは憲法上禁止されているから。だから個別自衛権はあるが集団自衛権を用いることはできない、こういうふうにして上げたわけですね。

○水口宏三君 憲法のどこにそんなことが書いてあるのですか、集団自衛権は行使できないなんてどこに書いてあるか、第何条に書いてありますか。○國務大臣(江崎真澄君) どうも私も専門家ではありませんからその辺弱いのですが、私の言う意味は、憲法上海外派兵は禁止されているというたてまえからいって、当然集団自衛権というものを行使することはできない、こういうことを申し上げておるわけですね。

○水口宏三君 あなた、ちょっとおかしいと思いませんか。憲法が海外派兵を禁止しているから集団的自衛権を持ってないとおっしゃった。集団的自衛権はどうかといえは、これは憲法に書いてあるからできないんだとおっしゃる。これじゃ何にも結論にならないじゃないか。私は憲法のどこで禁止されているかを明示してもらいたい、と言っているのです。午後にやりましょう。

○委員長(柳田桃太郎君) それでは、本案に対する午前中の審査はこの程度にいたします。午後三時まで休憩いたします。

午後一時二十八分休憩

午後三時二十一分開会  
○委員長(柳田桃太郎君) ただいまから内閣委員会を再開いたします。  
沖繩の復帰に伴う防衛庁関係法律の適用の特別措置等に関する法律案を議題といたします。  
御質疑のある方は順次発言を願います。

○水口宏三君 それでは午前中の質疑に引き続きまして、午前中の質疑の結論が出ておりませんが、私から再度どくどく申し上げませぬけれども、思い起こしていただきたいことは、防衛庁長官から、海外派兵は憲法にのっとってこれはできないことであるというお話があった。ところがサンフランシスコ平和条約第五条(○)項、それから日米安保条約の前文には、日本が個別的または集団的自衛権、国連憲章の五十一条で規定するこれらのものを保持していることを確認をいたしておるわけでございます。しかも、集団的自衛権の行使の具体的な形態については、これは条約局長も御説明になったように、また一般的にも、日本の近隣国が攻撃を受けた、それから日本の安全に非常に危殆な状態を引き起こした場合、日本がこの攻撃に対して武力をもって対抗する、これが集団的自衛権の行使であるという御説明があったわけでございます。そうなりますと、憲法によって海外派兵、具体的には集団的自衛権の行使は不可能であるという防衛庁長官の御発言と外務省条約局長の御発言、言いかえれば、確かに日米安保条約なりあるこの集団的自衛権との矛盾があると思っております。この点について再度防衛庁長官あるいは外務省からの御意見を伺いたいと思っております。

○國務大臣(江崎真澄君) 憲法上の解釈の論議になりますので、ちょうど法制局から出席しておりますので、法制局のほうから一応先に答弁をいたします。

○政府委員(真田秀夫君) お答えを申し上げます。私、午前中の御議論の状況を知っておりませんので、あるいは重複するかもしれませんが、あるいは多少御質問に対してずれたお答えになるかも知

れませんが、お答えを申し上げます。私、午前中の御議論の状況を知っておりませんので、あるいは重複するかもしれませんが、あるいは多少御質問に対してずれたお答えになるかも知

しませんが、これはまたあとで御指摘があれば補完して御説明をさせていただくことにいたしましたと思っております。

自衛権の問題でございますけれども、ただいまおっしゃいましたように、安保条約それから平和条約、それから先ほどはお触れになりませんでしたけれども、日ノ共同宣言にも、集団的自衛権及び個別的自衛権があるという、日本に自衛権があるというところがうたっておりますが、これは国際法のな面のごさいます。国際法上独立主権国として個別的及び集団的の自衛権があるというところが宣言されておるわけでございます。その面と、それからわが国が国内法としてどういう形の自衛権を行使できるかというところは、これはわが国に関する限りわが国の憲法が記述しているところでございます。そこで、憲法の解釈といたしましては、これはもう国会で何十回となくお答えしておりますように、集団的自衛権は日本国憲法の許すところではないというふうにはっきり申し上げておるのとおりでございます。個別的自衛権の意義につきましては、先ほどおっしゃいましたように、外務省から午前中御説明があったように、でございますので、そのとおりだと存じます。

○水口宏三君 いまの御答弁に対して午前中申し上げたのであって、日本国憲法の何条にどういことばによって、個別的自衛権の行使は武力によつて行なえるが、集団的自衛権の行使は行なえないと、どこにどういことばで規定があるかを御示願したい。

○政府委員(真田秀夫君) 日本国憲法の条章には、どこを見ましても、個別的自衛権はあるが、集団的自衛権はないということを書き明かして書いている箇所はございません。これは御承知のとおりでございます。問題になるのはやはり憲法九条でございます。九条によれば、日本国は戦争を放棄する。それから国際的な紛争の解決の手段としては武力を使わないということを書いております。これが憲法九条の文言でございます。しか

しその文言にもかかわらず、日本国はやはり独立主権国といたしまして、自国の安全を放棄して行なうわけではなくて、国民の安全、国家の安全を放棄して行なうわけではなくて、やはり平和のうちに、国民はすべて平和のうちに生存する権利があるというところは、これは憲法の前文にも書いてございます。そういう規定を踏まえまして憲法九条を讀みますと、そうすると、わが国に対して直接に

急迫不正の外国からの侵害があった場合に、日本の国家の安全を犠牲にしてまで手をこまねいて死を待つことを憲法が明定しているとはどうい考えられませんか、そこで、独立国家として自衛の権利はあります、またそれに必要な最小限度の行動は憲法もこれを禁じている趣旨ではないというところが、これも議論の出発点でございます。そういう議論の筋道といたしまして、そこで先ほど申しました個別的及び集団的自衛権の適用関係を見ますと、そうすると集団的自衛権というのは、これもおそらく条約局長から御説明があったと思えますけれども、わが国自身に対する攻撃がない第三国といいますが、他国に対する攻撃があった場合に、その他国がわが国に連带的関係にあったからといって、わが国自身が侵害を受けたのでないにかかわらず、わが国が武力を行使したに参加するということはない。憲法九条が許しているのはせいぜい最小限度のものであって、わが国自身が侵害を受けた場合に、その侵害を阻止し、あるいは防ぐために他に手段がない、そういう場合において、しかもその侵害を防止するために必要最小限度の攻撃に限って行なうべきという、いわゆる自衛権発動の三要件とか、三原則とか申されておられますけれども、そういうものに限って、そういう非常に限定された態様において、日本も武力の行使は許されるであろうというのが政府の考えでございます。

○水口宏三君 憲法九条は、いまお話によると何か最小限度というものは許しているというふうな御発言がございましたけれども、憲法九条の文章の中には、個別的自衛権ならば武力を行使してもよろしいという文句は全然ございません。よろしいとございますか、そういう文句は全然ないわけですよ。ただあなたの御解釈で、日本は独立国であるから自衛権を持つていて、この点に対してはわかれも否定をいたしておりません。ただわかれが問題にしておられるのは、憲法九条は、自衛権の行使の形態として武力を用いることを禁止しているという解釈に立っておる。皆さん方はどうい状態として武力を用いることを憲法は禁止していないという立場をとっておるわけですか。そこであなたは、何か集団的自衛権であると、これは非常に何と申しますか、個別的自衛権から見ると危険なものである。個別的自衛権の発動ならばこれは最小限度だからいいんだというふうに言っておりますけれども、国連憲章第五十一条を見ても、これはまさに独立国の固有の権利として個別的または集団的自衛権として、その間に何らの差別なしに固有のものとして自衛権を認められているわけですか。そういったと、あなたの御おっしゃっていることでは、全くかかってあなたがそう解釈しているだけであって、憲法九条の条文に照らしても、国連憲章第五十一条に照らしても、個別的自衛権の発動なら武力は用いるが、集団的自衛権の発動の場合には武力は用い得ないか、あるいは日本は集団的自衛権の発動はできないんだなどという解釈はどこからも出てこないというふうには思いません。どうしてその解釈がどこから出るのですか。

○政府委員(真田秀夫君) 実は先ほどはそういう解釈が出てくるゆえんのものをおし上げたつもりでございます。平和条約なり、安保条約なり、あるいは国連憲章に国家固有の権利として集団的、個別的自衛権があるということが書いてございまして、これは先ほど申し上げましたように、国際法の面でございます。頭の中だけの話でございますけれども、かりにわが国が集団的自衛権の行使とい

うことを行なっても、外国はわが国を目して国際法違反であると、国際法的に見て違法な行為をしたのだというべき立場はないということだろ

うこと、それが国際法の面でございますが、国内的に、わが国がどうい形で武力を行使するか、あるいはまた禁止されるかというところは、わが国の憲法がきめておるところでございます。そこで憲法の話は先ほど申しましたが、一口に自衛のために武力を行使してもいいんだというふうには申し上げられないわけでございます。そのためには三要件のものにおいてのみ許されるというのが憲法のぎりぎりの解釈であると、かように言っているわけでございます。

○水口宏三君 あなたの御おっしゃっていることはどうも私の食い違っているんですよ。つまり個別的または集団的自衛権を固有のものとして各々が持つておるということではわかれは否定してない問題です。その点は否定してないんですよ。ただ問題は、日本国憲法というものは自衛権の行使の形態として武力を使うことを禁止しているのだという解釈に立っている。あなた方はそうではないわけですね。自衛権の発動の形態として武力の行使も許されるという立場をとっていらっしゃるのだ。そうすると、憲法の解釈として、個別的自衛権の場合ならば武力の行使もできるが、集団的自衛権の行使の場合には武力ができないというふうな、そういう解釈がどこから出てくるのかということ具体的示していただきたいのです。ただ何となく、そう考えますと、まあわれわれはそういう方針ですと書かれては憲法の問題ではないですよ。そこで私は最初に、防衛庁長官に、海外派兵というものは憲法上の問題として禁止されているのかというのを伺ったら、憲法上の問題として禁止されているということを書明なされたから聞いています。そんなあいまいな、あなたがおっしゃるような解釈をする、そう考えると、その点は、ことじやないと思う。どうなんです、その点は。

P. 2



して持っている自衛権を發動し、その發動の形態として武力を用いるという解釈にならざるを得ないんじゃないですか。それにもかかわらずあなたは、憲法上集団的自衛権の行使は禁止されているんだと言っている。ところが法制局のほうはそうではなしに、一応自衛の三原則というものを講じた。これはかつて内閣がつくったんでしょ。憲法の問題ではございませぬ、憲法には自衛三原則なんて何もありませんから。ただ、たまたまいつの内閣のときですか、その内閣が憲法の解釈としてその三原則をつくったにすぎない。こういうふうなものは憲法上の問題ではございませぬ。憲法の解釈でいつでも変わる問題。むしろ基本的な考え方自身は、これは個別的自衛権の發動の場合の三原則でしょう、このあなたがおっしゃった三原則というのは、しかし自衛権というものを、先ほど申し上げたように、それじゃあ日米安保条約の中で明らかに日本は集団的自衛権は放棄いたしますという文言でもあるならば別です。何だと思ったら当時の国会論争をここにたぐり出してきていただきます。いやわが国は集団的自衛権を持っていないと言ったんですよ。それであわてて法制局長官が、いやそんなことはありませぬ、集団的自衛権というものは固有の自衛権としてあるのだ。それはそれで、安保条約の前文に書いてあるんだから。あるけれども、これは行使いたしませんといっただけのことなんです。だから私の言うのは、そういう憲法上の問題とあなたの方の憲法の解釈論、いわば政策論とごっちゃにして、そのときどきに都合のいいことを言われたのでは困るのです。だから私はこの際、憲法との関連においてこの集団的自衛権の問題を明確にしておきたいと思うのです。

○政府委員(真田秀夫君) 個別的自衛権と集団的自衛権とが自衛権という形では同じものである、その行使の態様において、あるいは要件において違っているというふうな見方をするか、あるいは違う権利であるというか、これは観念のしかただろうと思います。要は、結局独立主権国として自衛権がありまして、これは先生もお認めになったとおりでございます。これは国際的にも通用する。そのことは国連憲章五十一条にも明記してございます。それで、それをわが国の立場として、わが国が日本国憲法のものでいかなる行動がとれるかということは、それは日本国憲法の解釈の問題でございまして、それににつきまして非常に限定された形の、つまり先ほど来申しました自衛権行使の三原則、三要件、このもとにおいてのみ行使が許されるだろうというふうな解釈しているわけでございまして、その解釈の結果、振り返ってみますと、それはもう個別的自衛権しか該当しない。これに該当する場合というのは個別的自衛権のことである。つまり第一原則、第一要件が先ほど申しましたように、わが国自身に対して外国から武力攻撃があった場合に云々というものが第一原則でございますから、その原則の適用の結果、わが国が行使し得る自衛権の態様ということになるかと思っております。

○水口宏三君 それはどうもすりかえがございませぬ。あなたのおっしゃる三原則というのは憲法に書いてあるんじゃないんですよ。あなたの方が憲法を解釈したわけでしょう。そうでしょう。だから私は申し上げるんですよ。憲法第九条の解釈にはいろいろあります。したがってあなたの方が、自衛権の發動の形態としてこの三原則を取り上げた。このときには個別的自衛権と集団的自衛権というごときは論議になっていません。ただ自衛権の發動のむしろ要件としてこれを言ったにすぎない。ところがその後、国会の中でも集団的自衛権と個別的自衛権の問題が問題になり、特に一九六九年の先ほど申し上げました日米共同声明の韓国条項との結びつきでこれが問題になったわけですね。しかも先ほどの条約局長の解釈、これは国際通念ですよ、集団的自衛権の發動の場合に、とすれば、あなたの方がしこの憲法第九条がそういうものを、自衛権の發動の形態として武力行使を認めているなら、集団的自衛権を持っているわが国が最小限度の行動として、まあそれはきょう本会議の佐藤さんの答弁を聞くと、今度のアメリカのベトナムにおけるあの行動もアメリカにとつての集団的自衛権の發動だと言っているけれども、これはまさに拡大解釈であり、法的に非常に疑義があり問題にならないと思うのですよ。しかし少なくとも一國の首相が、わが国の安全と緊密な関係に韓国の安全があるのだということを相手國の首相と合意し、これを宣言している。そうすると、その国が武力攻撃を受けるということは、これはまさに集団的自衛権行使の最小の限界内の私問題だと思ふのです。それを、あなたの方の憲法解釈からいってそのところについては一つも明確になっていないじゃないですか。この三原則というものはむしろ個別的自衛権の行使についてのあなたの方の三原則なんであって、日米共同声明以後の憲法解釈論じやありませんよ、それは。どうなんでしょうか、法制局のほうは。

○政府委員(真田秀夫君) 憲法はいろいろ解釈の余地が残っている点がたくさんあることは御承知のとおりでございます。九条などというのはその最たるものであらうかと思ひます。で、先ほど来申しているのは私たちの憲法の九条の解釈でございます。先生のおっしゃるのはまた先生のほうの御解釈だろうと思ひまして、これはもう見解の相違と言ふよりほかしようがないのでございまして、ここで私が、それじゃあごもつともございませぬと言つて、私の見解を要するということができるようなものではないことはおわかりだろうと思ひます。

それはまあとにかくといたしまして、私たちが三原則と言つているのは個別的自衛権の原則だけじゃないかと、集団的自衛権はできることになるじゃないかというふうな御質問があったかと思ひますけれども、私たちはそうじゃございませぬ。まず私たちがわが国が武力行使をできるというのは、いまの三原則のもとにおいてのみである、そこが第一原則が働きます、結果としてこれは個別的自衛権の態様においてしか武力行使ができないということになると、これは明々白々である。こういうふうな考え方をしております。

○水口宏三君 それならば、私が何回も申し上げるように、日米安保条約の中でわが国が集団的自衛権を持っていることを確認するというばかなこととはあり得ないやありませんか。いまあなたの言つてことでは、集団的自衛権を放棄している、憲法に禁止している、そう解釈をおとりになつては行かぬでしょう。ぼくの解釈じゃないです、あなたの解釈ですよ。あなたの解釈としては、日本国憲法第九条は個別的自衛権を最小限度の形で武力を行使することは認めていると、ただし集団的自衛権の武力行使は認めていないという解釈をお持ちになつては行かぬでしょう。じゃなぜ一体日米安保条約の前文で、わが国が集団的自衛権を持っているというのを日米の合意、むしろ確認してございませぬ、何でこれでもって放棄してないんですか。

○政府委員(高島益郎君) お答えします。これは国連憲章はもとより、日本の入つております諸条約、平和条約をはじめ日米安保条約、日ソ共同宣言、すべて主権國としての日本に個別的及び集団的自衛権があるということを書いてあります。これは先生のおっしゃるとおり、なるほど日本の憲法上の立場からしますと、理論的に自衛権を行使する方法は全くないわけではございまして、条約技術的に申しまして、日本については個別的自衛権だけしか持たないというふうなことを書くこともあるいは可能かと思ひますが、これはしかし国際法上の一國家として、主権をみずから國際的に制限するというのは非常に問題があると思ひます。そういう立場から、平和条約及び国連憲章の規定のしかたに従つてすべてそういう方法で書いては行かぬわけではございませぬ。

○水口宏三君 外務省は日本国憲法に基づいて条約を締結しないんですね。日本国憲法とは無関係に、國際通念などというものでもって日本国憲法に反することでも条約化するんですか。